

報告第3号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年4月26日提出

澁川市長 高 木 勉

## 専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和5年2月1日午後2時15分ごろ、渋川市役所第二庁舎屋上駐車場内において、教育部生涯学習課職員運転の公用車（群馬500め664）が指定駐車位置から出口に向かい走行していたところ、右側から [REDACTED] [REDACTED]氏が運転する乗用車（ [REDACTED]所有者同氏）が進入してきたため、相手車両の左前部と公用車の右前部が接触し、双方の車両が破損したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

渋川市長 高 木 勉

### 1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 [REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費181,423円のうち、90,712円を支払う。
- (2) 乙は甲に対し、車両修理費200,000円のうち、100,000円を支払う。
- (3) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

### 2 損害賠償額

90,712円